

(改正後の通達全文)
国土建第211号
国土建整第123号
平成23年12月22日

財団法人建設業振興基金理事長 殿

国土交通省土地・建設産業局

建設業課長

建設市場整備課長

下請債権保全支援事業の延長及び
東日本大震災に伴う事業の拡充に係る事務取扱いについて

東日本大震災の被災地域における建設企業等の建設機械の調達の円滑化を図るため、今般、「下請債権保全支援事業の延長及び東日本大震災に伴う事業の拡充について」（平成23年12月22日付け国土建第210号、国土建整第122号。以下「局長通知」という。）に基づき、下請債権保全支援事業を延長するとともに、東日本大震災の被災地域において、建設機械の割賦販売、リース又はレンタルを行う者（以下「特定建設機械業者」という。）が建設企業に対して有する建設機械の割賦販売、リース又はレンタルに係る債権の支払保証を支援する事業を行うことができるよう新たに措置したところであるが、新たな措置に係る事務取扱いについては、下記によることとしたので、その取扱いに遺漏なきよう措置されたい。

記

1 保証ファクタリング事業者の財産的基礎

局長通知記3③に規定する別に定める額は、原則5億円以上とする。ただし、特にファクタリング事業（債権の譲渡を受け、その回収を行う事業をいう。）に関する実務経験及び専門知識を有する者として一般財団法人建設業振興基金（以下「基金という。」）が認めるものに係る当該額については、この限りでない。

2 保証ファクタリング事業者の保証限度額等

（1）保証限度額

局長通知記4（1）①に規定する別に定める額は、保証ファクタリング事業者の純資産額の25倍に相当する額とする。

（2）一の建設企業当たり保証限度額

局長通知記4（2）①に規定する別に定める額は、6億円とする。

（3）一の特定建設機械業者当たり保証限度額

局長通知記4（3）に規定する別に定める額は、20億円とする。

（4）債権の保証料率の上限

局長通知記4（4）に規定する別に定める利率は、年率15%とする。

3 支払額の通知のない手形以外の債権等に係る保証額の上限

局長通知記6（4）に規定する別に定める率は、80%とする。

4 利用料の料率

局長通知記6（5）に規定する別に定める料率は、1%又は年率1%を保証額に乗じた額のいずれか低い額の料率とする。

5 保証料割引助成

（1）本事業の利用見込みの把握

局長通知記7（1）に基づき、保証ファクタリング事業者は、特定建設機械業者から債権の支払保証の申込みを受けようとするときは、当該申込みに係る支払保証を開始しようとする日の属する年度における当該特定建設機械業者による年間を通じた本事業の利用見込みを聴取して、その把握に努めるものとする。

(2) 助成料率

局長通知記7(1)に規定する別に定める助成料率は、助成がない場合に通常設定する保証料率の3分の2(ただし、年率4%を上限とする。)とする。

6 損失補償

(1) 損失補償率

局長通知記9(1)に規定する別に定める率は、90%とする。

(2) 損失補償を受けた債権を回収した場合の返戻

局長通知記9(3)に基づき、保証ファクタリング事業者が損失補償を受けた債権を回収した場合は、回収金額に当該債権に係る損失補償率を乗じて得た額を基金に返戻するものとする。

7 国への報告

局長通知記10に規定する別に定める期間は、3か月とする。

附 則

(1) 施行期日

この通知は、平成24年1月16日から施行する。

(2) 通知内容の見直し

本通知の内容は、本事業の実施状況を踏まえ、適宜見直すものとする。

(3) 「東日本大震災に伴う下請債権保全支援事業に係る事務取扱いについて」の改正

「東日本大震災に伴う下請債権保全支援事業に係る事務取扱いについて」(平成23年5月19日付け国総建第39号、国総建整第52号)の一部を次のように改正する。

附則(1)中「こととし、平成24年3月31日までに買い取られた債権を対象とする」を削る。